

ICT支援員業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、館山市（以下「発注者」という。）が、「ICT支援員業務委託」の受注者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し契約を行うため、必要な手続き等について必要な事項を定めるものである。

2. 事業の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 事業名称 | ICT支援員業務委託 |
| (2) 業務内容 | ICT支援員業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。 |
| (3) 業務期間 | 令和3年4月1日から令和5年3月31日（2年間） |
| (4) 提案上限額 | 金46,173,600円（2年総額）
※上限額には消費税及び地方消費税を含む。
※この金額は企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。また、見積額が上記提案上限額を超えてはならない。 |

3. 参加資格

参加者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

なお、参加者が、契約締結までの間に、以下の要件の1以上を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 公告日現在、館山市入札参加適格者名簿に登録されている者又は登録を予定している者
※なお、当該名簿に未登録の者にあつては、以下の書類を提出し、本市担当者の確認を受けることによって、当該名簿への登録に代えることができる。（審査の結果、優先交渉権者として契約予定者となった場合には、当該名簿への登録手続きを行うこと。）
 - ① 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ② 印鑑証明書
 - ③ 納税証明書（国税）
※法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
 - ④ 納税証明書（千葉県税）
※千葉県内に事業所を有する場合、千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）
 - ⑤ 市税完納証明書（館山市に納税義務がある場合）
 - ⑥ 財務諸表
- (2) 館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- (3) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象業務の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 過去5年以内に自治体が発注する同種（小中学校のICT支援員業務）の業務実績を有すること
- (6) 過去5年以内にOSメーカー等が発注する講師派遣事務局の業務実績を有すること
- (7) 当該業務従事者にICT支援員能力認定試験に合格している者を最低1名配置できる者

4. 業者選定スケジュール

業者選定等に関するスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日
事業告示	令和3年 1月 8日（金）
質問受付期限	令和3年 1月15日（金）
質問回答	随時，館山市ホームページで公開
書類提出期限	令和3年 2月 4日（木）17：00必着
プレゼンテーション審査	令和3年 2月 9日（火）
業者決定通知	令和3年 2月12日（金）

5. 事業の告示・実施要領等交付

本プロポーザルに係る事業告示日から，実施要領等資料を下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ① ICT支援員業務委託に係るプロポーザル実施要領
- ② ICT支援員業務委託に係るプロポーザル様式
- ③ ICT支援員業務委託仕様書

(2) 交付方法

館山市公式ホームページ内「しごと・産業情報/入札・契約/プロポーザル」からダウンロードすること。【URL】<http://www.city.tateyama.chiba.jp/>

6. 参加の方法

プロポーザルに参加を希望する事業者は，必要書類を期限までに提出の上，プレゼンテーション審査に参加すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申請書（様式第1号） 1部
- ② 会社概要書（様式第2号） 1部
- ③ 企画提案書（様式任意） 正本1部，副本10部

以下の内容は必ず考慮して作成すること。

- ・ A4で作成すること。ただし、図等はA3を折り込んでも可。
- ・ 文字サイズは10.5ポイント以上とし、専門的な知識を有しない者でも理解できるように表現すること。
- ・ 表紙、目次を除く各ページにページ番号を記載すること。
- ・ 公平性、透明性を確保するため、企画提案書（副本）には社名等事業者が特定できる情報を記載しないこと。

④ 見積書（様式任意） 1部

事業者名、代表者名、住所を記載し、押印すること。なお、消費税を含む総額を表示すること。

(2) 提出方法等

- ①提出方法 持参又は書留郵便等（提出期限必着）
- ②提出期限 令和3年2月4日（木）17：00必着
- ③提出場所 〒294-8601 館山市北条1145番地の1
館山市教育委員会 教育部 教育総務課（館山市役所本館3階）
TEL 0470-22-3694 FAX 0470-25-5605
E-mail kyousoumu@city.tateyama.chiba.jp

7. 質問について

本プロポーザルの内容に関する質問は、次のとおり書面の提出によってのみ受け付ける。

- (1) 提出方法：質問書（様式第3号）に質問事項を記入し、持参、郵送、ファックス又は電子メール添付により提出すること。（持参以外は送付後電話連絡すること。）
- (2) 提出場所：6（2）③に同じ。
- (3) 提出期限：令和3年1月15日（金）
- (4) 回答方法：質問に対する回答は、館山市ホームページにより随時公表する。なお、個別回答は行わない。また、説明会は開催しない。

8. 審査方法について

提出書類等の審査を厳正かつ公正に行うため、ICT支援員業務委託プロポーザル審査委員会を設置し、審査を行う。提出された企画提案書による書類審査、見積金額及びプレゼンテーション審査の総合的な評価により候補者を選定する。

(1) 書類審査

提出された申請書等により参加資格を確認し、参加資格を満たす事業者のみプレゼンテーション審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

- ①企画提案書について説明を行う（提案説明20分以内、質疑応答10分程度）。
- ②出席者は合計3名以内とし、必ず業務を受託した場合の担当責任者を出席させること。
- ③必要な機器等は各事業者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。
- ④プレゼンテーション審査は書類の提出順に行うこととし、提案者は審査委員に社名等

を伏せた説明を行うこと。

(3) 日時及び会場

①開催日時：令和3年2月9日（火）

②開催場所：館山市コミュニティセンター 2階第2学習室

※詳細は参加資格を満たす事業者に別途通知する。

(4) 審査評価基準

別紙「審査評価基準表」を参照のこと。

(5) 審査結果について

審査結果は、プレゼンテーション審査に参加した全ての事業者に対し電子メールにより通知する。また、審査結果は館山市ホームページで公表する。

9. 契約の締結

(1) 優先交渉権者と業務の詳細を協議のうえ、契約を締結する。

(地方自治法施行令第167条の2第2項による随意契約)

(2) 優先交渉権者に事故があり、契約締結が不可能となった場合又は優先交渉権者との協議が整わない場合、優先交渉順位が次位の事業者を優先交渉権者とし、業務の詳細を協議のうえ、契約を締結する。なお、優先交渉権者と契約が締結された場合、優先交渉順位が次位の事業者へ速やかに連絡する。

(3) 契約に係る前払金の支払いは行わない。

10. その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。

① 企画提案書等の必要書類の提出方法、提出場所、提出期限等に合致しない場合

② 本要領の3の参加資格要件を満たしていないと判断される場合

③ 提出書類に虚偽の記載があった場合

④ 見積額が提案上限額を超えている場合

⑤ その他、審査委員会が不適格と認めた場合

(2) 提出する書類等の作成、プレゼンテーション審査会等に係る経費は全て提案事業者の負担とし、提出された書類は返却しない。ただし、本プロポーザルにかかる審査以外に使用しないものとする。また、提出期限後における提出書類の差替え、再提出等は認めない。

(3) 提出書類に記載した担当者は、病気・死亡等の極めて特別な事情を除き、変更することはできない。

(4) 企画提案書を提出後にプロポーザルへの参加を辞退するときは、書面（任意書式）により、その旨を届け出ること。なお、プレゼンテーション審査に無断で欠席した場合はこのプロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大等やむを得ない事情でプレゼンテーション審査に出席できない場合は、発注者との協議のうえ、オンラインでのプレゼンテーションも可とする。その場合は、書面（任意書式）により、その旨を届け出ること。ただし、オンラインでのプレゼンテーションの場合でも本要領の8に沿ったプレゼンテーションを

行うこと。

- (6) 提案事業者が1者であっても優先交渉権者の決定を行う。ただし、提案評価項目の点数（105点）について、審査委員全員の平均点が63点（平均的な内容）以上の場
合に限る。
- (7) 既存の写真・イラスト等を使用する場合は、必ず提出承諾を得てから行うこと。
- (8) 審査結果について異議申立ては認めない。

11. 問合せ

〒294-8601 館山市北条1145番地の1

館山市教育委員会 教育部 教育総務課（館山市役所本館3階）

TEL：0470-22-3694

FAX：0470-25-5605

E-mail：kyousoumu@city.tateyama.chiba.jp